第三条の見出しを「（平成二十二年度における従前額改定率の改定等）」に改め、同条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「一・〇〇七」を「〇・九九三」に改め、同条第二項の表に次のように加え、同条を第四条とする。

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九二七

第二条の見出しを「（平成二十二年度における俸給年額改定率に関する読替え）」に改め、同条中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条の表を次のように改め、同条を第三条とする。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二一二
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二二三
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二四九
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二五五
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二五五
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二六〇
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七〇
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二八一
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二八五

第一条の次に次の一条を加える。

（平成二十二年度以後における停止解除調整変更額及び支給停止調整額の改定）

第二条　平成二十二年度以後における国家公務員共済組合法第七十九条第二項に規定する停止解除調整変更額については、同条第四項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

2　平成二十二年度以後における国家公務員共済組合法第八十条第一項に規定する支給停止調整額については、同条第二項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

附　則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

財務大臣　菅　**直人**
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月二十六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第四十三号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第四十四条の二第五項、第四十四条の三第四項、第八十一条第五項、第八十二条第三項、第百五十八条の二及び附則第二十八条の二第四項、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十八条第四項及び第百二十五条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則第十一条第十一項及び附則別表並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）附則第四条第二項及び第七条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「その刑に処せられた場合、組合員が」を「その刑に処せられ、又は」に改める。

附則第三十条の六第一項中「三・二パーセント」を「四・一パーセント」に、「三パーセント」を「三パーセント、平成二十一年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント、平成二十二年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・八パーセント、平成二十三年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・九パーセント、平成二十四年四月から平成二十五年三月までの期間については年二パーセント、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント、平成二十六年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・六パーセント、平成二十七年四月から平成二十八年三月までの期間については年三・四パーセント、平成二十八年四月から平成二十九年三月までの期間については年三・六パーセント、平成三十年四月から平成三十一年三月までの期間については年三・九パーセント、平成三十一年四月から平成三十二年三月までの期間については年四パーセント」に改める。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条及び第七十八条の二中「三・二パーセント」を「四・一パーセント」に、「三パーセント」を「二パーセント、平成二十一年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント、平成二十二年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・八パーセント、平成二十三年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・九パーセント、平成二十四年四月から平成二十五年三月までの期間については年二パーセント、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント、平成二十六年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・六パーセント、平成二十七年四月から平成二十八年三月までの期間については年二・九パーセント、平成二十八年四月から平成二十九年三月までの期間については年三・四パーセント、平成二十九年四月から平成三十年三月までの期間については年三・六パーセント、平成三十年四月から平成三十一年三月までの期間については年三・九パーセント、平成三十一年四月から平成三十二年三月までの期間については年四パーセント）」に改める。

（平成二十一年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令の一部改正）

第三条　平成二十一年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令（平成十六年政令第百十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

第一項中「平成二十一年四月分」を「平成二十二年四月分」に、「平成二十年五月三十一日」を「平成二十一年六月一日」に、「平成二十年六月一日」を「平成二十一年六月一日」に、「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の共済法第百六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（次項において「報酬額」という。）」を「共済法第百五十八条の二に規定する議員報酬額（次項において「議員報酬額」という。）」に改める。